

令和3年度 第1回喜多方市立第二小学校学校運営協議会要項

日時 令和3年7月19日(月)

16:00～17:00

場所 喜多方市立第二小学校 会議室

全体進行(事務局)

- 1 開会の言葉
- 2 委員任命、委嘱状交付
- 3 校長あいさつ
- 4 自己紹介 資料1
- 5 運営協議会の役割と会則の説明について(事務局) 資料2
- 6 役員選出
- 7 協議(座長:会長)
 - (1) 今年度の学校経営について
 - ① 学校運営について 資料3
 - ② 地域と目指す子ども像(地域共同目標)について 資料4(別紙)
<確認>
 - (2) 今年度の活動計画
 - ① 各担当の承認(「担当委員」の承認含む) 資料5(別紙)
 - ② 各部に分かれての協議
 - 広報部会
 - 評価部会
 - 学校支援部会
 - (3) 話合い
 - ① 「学校が地域のためにできること」について
(グループで話し合う)
 - (4) その他
 - ① 今後の予定について 資料6
- 8 その他
- 9 閉会の言葉

資料 1

令和 3 年度喜多方市立第二小学校学校運営協議会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考	部 会
1	第 1 号	佐藤周一郎	第二小学校 P T A 会長	
2	第 1 号	北見 真貴	前第二小学校 P T A 副会長	
3	第 2 号	志田 公司	前学校歯科医	
4	第 2 号	塚原 正道	住職 前二区民生児童委員会会長	
5	第 2 号	女池 義昭	喜多方市青少年育成第一地区会議委員長	
6	第 2 号	五十嵐文恵	塗物町祭りばやし保存会代表	
7	第 2 号	齋藤 勝博	自営業 元第二小学校 P T A 会長	
8	第 2 号	渡邊 和美	前第二小学校 P T A 会長	
9	第 3 号	齋藤 文泰	退職校長会長 市少年少女発明クラブ会長	
10	第 4 号	遠藤さゆり	スクールソーシャルワーカー	
11	第 4 号	高橋さつき	喜多方市立第二こども園長	

【事務局】

No.	役 職 等	氏 名	部 会
1	校 長	田中 純	
2	教 頭	鈴木 亮	
3	教 務 主 任	鈴木 国浩	
4	生徒指導主事	遠藤 和也	
5	養 護 教 諭	山ノ内 道代	
6	主 査	穴澤 美穂	

「喜多方二小の教育」運営協議会の手引き

1 学校運営協議会について

- (1) 学校運営協議会制度の目的とは？ . . . 1
- (2) 学校運営協議会の役割と権限は？ . . . 2
- (3) 学校運営協議会の委員の身分や留意点について . . . 3
- (4) 学校運営協議会の組織について . . . 4
- (5) 学校運営協議会が行う学校評価とは？ . . . 5

2 学校運営のあらましについて

- (1) 学校の教育目標や学校経営方針はどのように立案されるのか？ . . . 6
- (2) 学校の教育課程はどのように編成されるのか？ . . . 7
- (3) 学校にはどのような教職員が配置されているのか？ . . . 8

1 学校運営協議会について

(1) 学校運営協議会制度の目的とは？

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

そこで、平成16年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で学校運営協議会の制度が導入されました。学校運営協議会を通して、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。

(2) 学校運営協議会の役割と権限は？

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の6には、以下のとおり規定されています。

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

このように、学校運営協議会では、学校運営に対し、保護者や地域の皆様が責任と権限をもって意見を述べることを制度的に保障し、その意見を踏まえた学校運営が進められるようになります。

(3) 学校運営協議会の委員の身分や留意点について

学校運営協議会は、一定の権限を持って、学校運営の意見を行う機関であるため、その委員については、地方公務員法の特別職の地方公務員（非常勤の特別職）として、設置者である教育委員会の責任において任命されることとなります。

なお、委員については特別職であることから地方公務員法における一般職としての規定は適用されません。しかし、その職務の公務性を有するため、刑法上の贈収賄罪等の適用があります。また、守秘義務に関する規定は適用されませんが、その職務上、協議などを通じ、児童のプライバシーや職員の人事等に関する情報を知りうる可能性があることからそれらの情報については一般職の公務員と同様に、委員としての任期中及び任期終了後も秘密とする義務を負います。それとともに学校教育に携わる留意点として、校長の経営方針に基づいた活動の実施、校内ルールの遵守、政治的・宗教的中立の保持、人権上の配慮に基づいた活動の実施、体罰やハラスメント行為の禁止等が求められます。

(4) 学校運営協議会の組織について

学校運営協議会は、委員の互選により、会長及び副会長が選出されることになっています。会議は、委員の過半数の出席により成立、議事は出席者の過半数で決し、会長には、会議録の作成・保管が求められるなど、協議機関としての在り方が規則に定められています。また、事務局は、第二小学校内に置きます。

この会長・副会長の下、広報部会、評価部会、学校支援部会の3部会を設置します。各部には部長を置き、年間の活動計画及び活動報告を運営協議会で審議します。

(5) 学校運営協議会が行う学校評価とは？

学校の教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすことが大切です。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域と連携協力を進めていくことが必要とされています。このことから学校教育法が改正され、第42条において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上につとめることが規定されました。

学校評価の方法としては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価があります。

自己評価とは、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全職員が参加し、予め設定された目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取り組みの適切さを検証し、評価を行うものです。

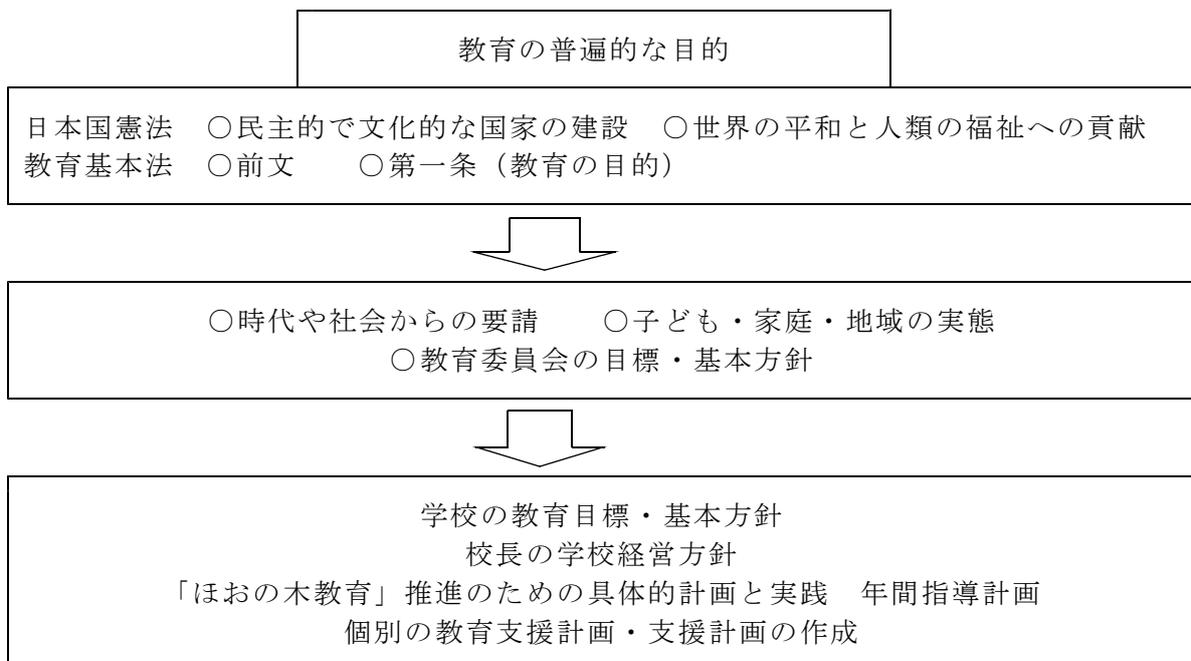
これに対し、学校関係者評価とは、保護者、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通して自己評価の結果を検証し、評価を行うものです。本運営協議会は、学校の自己評価を評価する学校関係者評価を行う立場の一つです。

2 学校運営のあらましについて

(1) 学校の教育目標や学校経営方針はどのように立案されるの？

学校の教育目標は、理想や理念を示すものですが、これからは開かれた学校づくりの一環として地域社会や児童の実態などをもとに保護者や地域の願いを反映できる内容であることが求められます。

まず、学校評価の結果、児童の実態や課題、地域の状況を踏まえ、校長が次年度の学校経営方針を立案します。学校の経営方針は、計画（P）→実施（D）→評価（C）→改善（A）のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の仕組みの中で課題を解決し、教育の質の向上を図れるようにしています。その中でも特に「喜多方二小の教育（ほおの木教育）」に関する方針・取組については、学校運営協議会で校長が説明し、承認を受けて進めることとなります。



(2) 学校の教育課程はどのように編成されるのか？

教育課程は、法令や学習指導要領に基づき、教育の目的や目標を達成するため、各教科（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語）、「特別の教科 道徳」、特別活動（学校行事、児童会活動、クラブ活動、学級活動）、外国語活動、総合的な学習の時間等について、学年に応じて教育の内容を授業時数との関連から総合的に組織した学校の教育計画です。

教育課程は、校長が責任者となり編成しますが、編成作業においては、全職員の協力のもと行います。編成にあたっては、学習指導要領や市教育委員会の編成基準に従います。ここでもマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の仕組みを活用し、よりよい教育活動となるよう常に見直しをしています。

特に新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が重視されています。このことを実現するための一つの取組みが、この学校運営協議会です。

【参考資料】 令和3年度 年間の授業及び特別活動の時数

	各教科										道徳	外国語活動	総合	特別活動
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語				
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			5日 63
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			4日 64
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	4日 65
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	5日 94
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	5日 96
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	7日 91

(3) 学校にはどのような教職員が配置されているのか

教職員の配置等については、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）」「喜多方市公立学校の管理運営に関する規則」に定められています。

また、任用上の身分については、いわゆる正規の教職員と再任用（退職後教諭等の職務を行う任用制度。フルタイム勤務と短時間勤務がある。）、臨時的任用等の教職員がいます。

また、学校には県費負担職員と市費負担職員がいます。

○ 県費負担職員

職名・職種	職務	身分
校長	1 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設及び学校事務の管理に関すること 2 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること 3 その他、職務上委任または命令された事項に関すること 4 所属職員への校務分掌に関すること	正規
教頭	1 校長を助け、校務を整理する。 2 必要に応じ、児童の教育をつかさどる。 3 校長に事故あるときは校長の職務を代理する。 4 校長が欠けたときは校長の職務を行う。	正規
教諭 講師	1 児童の教育をつかさどる。	正規 臨時的雇用
養護教諭	1 児童の養護をつかさどる。	正規
主査	1 学校の事務をつかさどる。	正規
スクールサポートスタッフ	1 教職員の補助	臨時的雇用

○ 市費負担職員

職名・職種	職務	身分
用務員	・一般の用務	正規
特別支援教育支援員	・特別な支援を要する児童生徒等への支援	会計年度職員
事務補	・学校事務の補助	会計年度職員
学校図書館司書補	・学校図書館の整備等	臨時
A L T	・外国語及び外国語活動の支援	臨時